

第五十一回 参議院 法務委員会 會議録第二十二号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午前十時五十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 和泉 覚君
理事 木島 義夫君
松野 孝一君

委員 後藤 義隆君
齋藤 昇君
鈴木 万平君
中野 文門君
大森 創造君
龜田 得治君
藤原 道子君
市川 房枝君

國務大臣 法務大臣 石井光次郎君

政府委員 法務省民事局長 新谷 正夫君

事務局側 常任委員会専門員 増本 甲吉君

本日の會議に付した案件

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉覺君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 商法の一部改正案につきまして、若干御質問をいたしたいと存じます。各条文に入

る前に、平素私が疑問に思っておる点につきまして少しお尋ねをしたいと思うわけです。

その第一は、株式会社に関するいろいろな研究等が専門家によって行なわれているわけですが、どうも研究の主体というものが近代的な大企業というふうなものに片寄り過ぎておるといふふうな印象を受けているわけでありまして。株式会社自体は実態はきわめて多種多様であるわけですが、どうも理論的な面の研究というものが、その中の一部の大企業というものを対象にして理論研究が進められておるやに思われるわけです。もちろん、それだけというふうには申し上げるわけじゃない。中小企業、小さな会社の実体等についても目を向けておるものもあるわけですが、全体として見る場合に、非常なへんばな感じがいたしておるわけです。理論そのものはなかなか論文等でもりっぱなものがたくさんあるわけですが、そういう意味で専門家の研究の態度ですね、そういうものに一つの偏向というものを感しておるわけです。民事局長としてのひとつその辺の考え方を承りたいと思います。

○政府委員(新谷正夫君) 株式会社に関する法制の研究につきまして、大企業中心のものと考え方というものが中心になっておるのではないかと、御趣旨の御質問でございますが、これは非常に大きな問題でございます。これは非常に重要な問題でございます。株式会社が法人であるというものが、一体大規模の組織のものであるのが通常であるべきなのか、それともまた小さな企業についてもこれが適用されるべきであるかという根本の問題とも関連してまいります。概して、株式会社の形態をとりまします会社といふものは、その規模も大きくなっているのが通常でございますが、さりとて非常に小さなものもこれはございます。したがって、株式会社法一般の検討ということになってまいりますと、こ

れは大企業の立場からの意見ももちろん出ましようし、また、中小規模の会社を中心にした意見といふものも当然出てくるわけでございます。いろいろ議論されております問題といたしまして、いろいろお説のように大企業中心にもの考えているんじゃないかといふふうに見られる節もないではないと思つてございまして、もともと現在の株式会社法そのものが大企業も中小企業も含めてこういう形態の会社組織を認めることになつております以上、一方にのみ偏重して株式会社といふものを考えるのは当を得ないものと私も考えているわけでございます。ただ、多くの問題が出てまいりますのは、株式会社組織をとっている法人の運営上の問題についていろいろ問題が出てまいりますために、勢いそういった研究も大企業関係のものが多くなるといふこともこれは考えられるわけでございます。そうかといつて、中小規模のものにつきましてはこれを無視するといふことはむろん許されません。そこをどうするか、大企業の立場から、あるいは中小企業の立場から、株式会社法といふものがどうあるべきかといふことは十分に研究されなければならぬ問題でございます。今回の商法の改正におきましても、主として大企業関係のものもございまして、また、中小企業中心に考えられた点もある次第でございます。今後いろいろ株式会社の問題についてさらに検討をいたさなければならぬと思いますが、私の態度といたしましては、大企業のみ問題として取り上げるべきものではなくて、中小企業、さらに株主、債権者の立場、こういったものも総合的に勘案いたしまして株式会社のある方というもののについて検討すべきものであらうといふふうに考えているわけでございます。

○龜田得治君 実務家の人たちですね、たとえば、裁判官とか、弁護士とか、あるいは実際に企業にタッチしていろいろな指導等をしている人、こういう人たちは、わりあい中小企業の立場といふものも頭に入れた論議がなされていると思うのです。それは、社会の実態が、大企業あり、中小企業あり、さまざまなんですから、これは当然なことなんです。ところが、学説とかそういう理論的な研究の面になりますと、はなはだそういう点の一つの片寄った状態になっておるといふふうな感じがするのです。おそらく、外国の制度などを比較的に研究するというような場合にも、やはり大企業を対象にした論文等が多い。したがって、そういうものを読む。そういうところからの影響なども自然大企業中心の研究になっていくというやうな面が確かに私はあると思つてます。たとえば、所有と経営の分離といったようなことは、ほとんどこれはもう今日では常識的な通説になっております。こまかい問題になりますと、たとえば株主の地位の問題とかそういう問題になると、いろいろ意見が分かれるようですが、しかし、どういふ意見になるにいたしまして、所有と経営の分離といったようなことはもうみんなが認めてかかってやっておるわけですね。ところが、実態は、所有と経営というものが一つだといふふうな中小の企業、そういうものはたくさんあるわけなんです。だから、そういう意味で、現在の日本の商法学といふものはある意味ではその任務を果たしておらぬように私は思ふのです。一部の、非常に大きな、はなはだしい、どんどん前向きに進んでいく、そういう面ばかりの研究に没頭してしまつて、はなはだ私はそういう点では遺憾だと思つてますが、これはどうなんですか。いや、そうじゃないと、中小企業の立場からの商法理論の研究などを非常に深めてやっておるといふやうなものもあるのかどうか。実務家は別ですよ。どうも理論的な面ではそういう面がはなはだ私は薄い

ように思う。できましたら、いや、こういう学者の
 こういうものがあるといったようなことまで、
 もしあるのであれば、お示しを願いたいと思いま
 す。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、先ほどのお説のように、株式会社というものの研究というものが大企業を中心に偏しておるのではあるまいかという点は、これは否定できないであらうと思うのでございます。御承知のように、会社の形態といしましては、合名会社とか合資会社とかあるいは有限会社というものもございすし、また、株式会社というのものもあるわけであります、ごく大ざっぱに申し上げますと、株式会社は主として大規模の会社に向く組織であり、その他の会社組織はどちらかと申しますれば同族的な中小規模の会社に向くような形態になっておるわけであります。そうかといって、株式会社も決して中小規模のものにも適用されないというものではなくて、現実問題としてむしろ数といしましては、わが國の株式会社の実態から申しますれば、中小規模の会社のほうが多いのではないかと、いうふうにさうかがえる節があるわけであります。会社の性格が法律的には株式会社というものは大きな組織のものに適用されるものであるというふうな考えに立つておるといたしますれば、研究の中心も勢いさういふことになるわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、わが國の株式会社の実態は、大規模の会社と中小規模の会社とどちらが多いかということになりますと、むしろさういふ中小規模の会社が多いように考えられるといたしますれば、今後の株式会社法の検討という面から申しますなら、大企業の会社組織の問題のみを取り上げて、中小企業関係のものを無視するといふことは、これは絶対にできないわけであります。私も実務を担当しております者の立場から申しますれば、これはどちらに偏するというところでなく、大企業の株式会社の運営上不都合な面があれば、これは直していかなければなりませんし、また、中小企業の株式会社の運営に不都合な点があれば、

ございますれば、これもまた取り上げて研究いたさなければならぬのは当然のことでございます。そういう意味におきまして、私どもの立場としては、いずれの立場に偏するということではななく今後の株式会社の問題について検討いたしました

いと思つてゐるわけでございます。お説のごとく、現在のいろいろな学界等で研究されております問題が大企業中心のものではないかということになりますと、確かに株式会社法というものは本来大きな組織のものに適用されるものでございますので、どうしてもその検討の対象がそういった方向に向いていくこともこれはやむを得ないことだと思つてゐます。一がいによつて大企業中心にものを考へてゐるというふうには言えないと思つてゐますけれども、實際問題として出てくる多くの問題が大企業中心のものにあるとしますれば、そういった面から問題を掘り下げていくということは、これはやむを得ないことであると思つてゐます。中小規模の株式会社についての研究というものが非常に少ないということも、確かに私ども具体的にどういうものがあるということをつまびらかにいたしませんけれども、概して申し上げますれば、亀田委員おっしゃいますように、企業の所有と経営を分離していくというふうな株式会社の一般的な趨勢を中心にしたものがやはり多いことは、これはいふまでもない事実でございます。そうかと申しまして、それのみに終始してゐるものかどうか、将来の株式会社というものがすべて一律にそういった方向に走つてしまふということになるかどうか、これは理論上の問題と現実の問題と必ずしも一致しない面も出てまゐるわけでありまして、現実には企業の所有と経営が一致しておるものというものも多々あるわけでありまして、そういうことを無視して株式会社はこうあるべきだということは、これは言えないと思つてゐます。

確かに、ただいまの点は、今後の株式会社法と
いうものがどうあるべきかというものの考え方
根本につながる問題でございます、たいへん重

要な問題であろうと思うわけであります。私どもの立場といたしましては、大企業の立場も、また中小企業の立場も、同じように考えて検討いたさなければならぬというふうに考えるわけであります。

○龜田得治君　ともかく、日本の株式会社に対する研究が片寄つておる、これははなはだ遺憾なこととして、もっとそういう点では改革されなければいかぬ面が多々あると思います。

そこで、たとえば、今回の一部改正案のもとになりましてのは、経団連なりあるいは商工会議所なり、そういう言うてみれば大きな資本家団体、まあ商工会議所の場合には中小もずいぶん入っておりますが、しかし、原動力としての動きという

ものは、大企業の面からの要請というか、こうを
とって法制化されてきていると思うのです。私
は、この改正案の結論自体は、これで一応いいん
だろうというふうには思っておりますが、ともか
くそういう大企業面から何か具体的に困る問題が

あるから法律をこういうふうにしてくれというふうな事柄ですと、わりあい早く話がきまって、そしてどんどん法案として出てくるわけなんです。それは必要なものももちろん早いほうがいいわけですが、中小企業面が全くこれは抜けてい

る。実際の裁判所の係争などを見ておりまして、中小企業関係の会社の係争というものが圧倒的に私は多いと思うのです。大企業のほうは、そういう裁判所の係争なんかにはむしろならない、もうそういう係争の対象よりもっと大きなな

存在になっているわけですね。そうして、実務上差しつかえがあると、すぐそれが学者によって取り上げられ、これは当然改正しなけりやなんということになるって、法律がすぐうまく調子を合わせない、こうなっている。中小企業調子もうは全く

おくれている。学者、理論家のほうは、あまりそれには目をくれない。しかし、実際の裁判所では、むしろ中小企業関係の会社の紛争というものが多いわけでしょう。法律というものがそういう

れば、もつとそこに目を注いでもらわなければいかぬと思うんですよ。

それども、はなはだ片手落ちだという感じがいた

しておる。せんだつてからの答弁で、そういう關係については今後さらにやっていくんだと、こう言っておられますけれども、まあ中小企業についての商法上の諸問題等について問題点の指摘程度に終わっておりまして、それをそれでは法案にま

にはどうも感ぜられないんです。この法案を通す
 便宜としてまあそれも今後やらなければならぬ
 というふうな程度にしか感ぜられないんですが、
 どうなんですか。

○政府委員（新谷正夫君） 先ほど来の御質問に關連することでございますが、この問題は、現在の株式会社に關する法制というものが大企業、中企業、あるいは中小規模の会社に共通してそのまま適用されるべきたてまえにはなっておるわけでござい

ますけれども、はたして現実問題として大会社も中小会社も一律にこの法律によって規律することゝが妥当であるかどうかということになるうかと問うのでございます。中小会社に法律上の紛争が多うございます。株主会社につきましても債権者といひますのも、

者あるいは株主の立場を考えていろいろごまかす規定がたくさん入っております。そういった規定の適用を受けるに値するような会社の実体であるかどうかという点にそもそも問題があるわけでございます。そういう意味におきまして、現在の

株式会社法というものを大きな会社と小さな会社に分けて、大きなもののみに適用したらどうかという意見はかねてからあるわけでございまして、法制審議会におきましていろいろ具体的に取り上げられました問題を検討いたします際にも、常に

この問題は問題として論議されてきたわけですが、います。しかし、現在の実情といたしましては、いろいろ中小会社向きの会社組織というものがあるにもかわりませず、当該の会社としては株式

ありましては株式会社の形態をとっているものもございまして、また、これを法律的にいま直ちに規制することによって、中小会社については株式会社に改めようという、ほかの形態の会社組織に改めようということも、これまた非常にむずかしい問題でございます。そういうことから、かねがねその点については問題にはなっておりまして、具体的にそれじゃどうしたらいいかという結論にはまだなかなか到達し得ないような状況でございます。非常に大きな問題でございますので、これは確かに将来のわが国の株式会社法というものをどう持っていくかという意味から考えますれば、慎重に検討を加えまして結論を出さなければならぬと思うのでございます。

しかし、それはそれといたしまして、当面、大会社にも中小規模の会社にも、現行の商法上不都合な点がこのようにあるから、これを改正してしまいたいという要望が各方面から出てまいりましたために、今回の改正ということになったわけでございます。お説の点は、株式会社法そのものの最も根幹をなす問題でございます。将来の問題として検討を加える必要があることは申すまでもないわけでございます。非常にむずかしい問題でございますだけに、なかなか法制上にもまた実際の扱い上にも問題が出てまいりましたために、なかなか早急な結論を得られないわけでございます。今後とも十分そういう点は考慮に入れまして、大会社あるいは中小会社にとつてはどうあるべきかということも慎重に検討したいと考えておるわけでございます。

○亀田得治君 会社の関係で裁判上の紛争になる、これは年間どれくらいあります。たとえば、総会の決議無効とか、いろいろな種類のものがあるわけですが、そういう紛争ですね。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま、申しわけございせんが、手元に資料ございませんので、裁判所のほうに照会いたしまして資料を提出いたしたいと思ひます。

○亀田得治君 それは大部分が中小関係だと思ひ

んです。八幡製鉄あたりだと、ああいう政治資金が一体定款に合うのか合わないのか、非常に変わった問題がときどき出ますけれども、これは多少普通の問題と違う問題で、一般に紛争というものは、これはもうほとんど中小企業なんです。それは、中小企業の会社をずっと見ますと、出発のときからやはりそう——と言っちゃちゃっと当事者に気の毒なんです、正確に言えば真実でない出発点になっておるわけですね。実際は最低七人で会社をつくっていき、こうなるわけですが、実体は一人、こしらえにまず問題があるわけですね。形式の上では、名前を借りてきて七つに分けておけばそれで一応通りますけれどもね。しかし、それは真実ではない。ところが、形式として株主になれば、いざという場合にその人が開き直れば、やはり商法上の権利を持ってくるわけ、そういう人が今度は開き直って、この会社をやっていることはむちゃくちゃじゃないか、株主総会の決議があるけれども、そんなことを言ひ出しますと、一生懸命まじめにやっておる経営者が、そういう形式的な取柄のために、何かこの会社をいじめてやろうといううな者に簡単に利用されるようになっておるわけですね。そういうふうな裁判所に持ち出されれば、裁判所も法律を無視したことはできませんので、いろいろ苦心はされても、やはり法律の条文は無視できないというふうなことになる。社会の事態と非常にバランスのとれないような現象が多々起きておるわけなんです。これは現在の日本の株式会社の問題としては非常に重大な問題なんですけれども、そういう中小企業者は結局がないものですから、なかなかまとまって政治力として上がってこない。したがって、なかなかそういう点についての解決策が出てこないというところに現状はなっております。

私は、そういう意味で、立法はやはり困っておる問題をなるべくそういうことが起こらぬように合わしていくことが大事なんで、なぜこういふことについて現実が困っておるのにいつまでも放置しておくのか。理屈の上だけじゃ、多少中小企業の問題は一律にはいかぬというふうなことを言うわけだ。現実にはいかにどうするか、その具体案が少しも出てこぬわけですよ。しかし、私は、ほんとうに法務当局がこの問題と取り組んで、そのような不正義なことが行なわれぬようにしようという気持ちになれば、できる問題だと思ひます。現に裁判所にたくさんケースがあるじゃないですか。それをずっと拾ひ上げて、これはこういふふうになったからこの条文を利用されているんだと、それじゃこれをひとつ利用されぬようにするのにはどうしようかと、ある条文については中小企業者については適用しないとか何とか真剣に入り込めば、具体案が出てくると思ひます。がね、どうも、そういう意味では、やはり中小企業者の悩みというものがほんとうにわかつておらぬように思ひます。どうなんでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) その点は、先ほど申し上げましたように、現在の株式会社法という非常に精緻をきわめた法律の規定が小規模の株式会社のすみずみまで適用されていかどうかという問題に帰着するわけでございます。もともと大規模のものをねらった株式会社法であるといひますれば、それに向かないような実体の小規模の会社についてこまかい煩瑣な規定を適用するということは確かに無理があるわけでございます。先ほど申し上げておりましたように、現在の株式会社法といふものが中小規模のものに一律に適用されるべきものになつてはおりませんけれども、実態としてはたしてそれでいいのかわからないこととは別に考えていかなければならぬわけでありまして、お説のように、ある規定については小規模の会社については適用を除外するというのも、確かに一つの考え方であらうと思ひわけでありまして、そういう意見の方もあつたことは承知いたしておるわけでありまして、そうかと申しまして、それでは一体中小規模の会社というものはどの範囲のものを言うのかというふうなことになるまいと思ひますと、これまたなかなか限界を画すること

が困難な問題でございます。一億円未満のものであれば中小企業と言つていいのかわるか、あるいは、それ以上のものでも、かりに規模は大きくても株主の数は少なくて同族的な会社もあるわけでありまして、そういうものにこまかい株式会社の規定を全部一律に適用することがいいかどうかという問題も逆にあるわけでございます。そういうことで、株式会社法といふものをどういふ実体の会社に適用するのが最も適当であるかという根本問題になるわけでありまして、今後この点は株式会社法の中心課題として検討をしなければならぬわけでありまして、とりわけ中小企業方面のそういう不都合について、その苦情とか苦しみとかいふものを十分に受けとめてこれを法律の改正のための検討の素材にするということも、これは確かに必要でございます。

われわれの立場といたしましては、当初申し上げましたように、どちらに偏するということなく、株式会社法そのものを今後どうあるべきかということを考えていかなければなりません。従来訴訟になつておる具体的な案件、あるいは中小企業の団体方面の意見、希望、そういったものを十分参酌いたしまして今後の研究を進めてまいりたいというふうに考へるわけでありまして、

○亀田得治君 私は、中小企業につきましてこれを株式会社法からはずすというふうな考え方は、やはり現実に沿わぬと思ひます。たとえば有限会社法といふのができたけれども、あまり活用されぬわけですね。活用しない者が悪いんじゃないかというふうなことを言うてみたつて、これはやはり株式会社といふ一つのものにみんなが執着を持っておる以上はしかたがない。それはやはり社会の一つの大きな現実ですから、これは認めていかなきゃならぬと思ひます。したがって、中小企業だから株式会社法のワカはずしてしまふという行き方、そういう行き方をしますと、これはかえつて苦しめることになる。それはまたかえつて非常に混乱が起ると思ひます。だから、現状の株式会社法の中に置いておいて、相当きびしい規定が

あるわけですが、それらの条文については、中小企業者に対しては強制をしないで、選択できる余地を与えるんですね。だから、選択できる余地を与えるのだから、きつちこの株式会社法でやっつていこうと思つておられる会社は、たとえ小さくても、それでやつてもらつたらいいわけですよ。それをさう然と区別してしまおうとする、一体、区別の標準をどこに置くのかというふうなこと自身がなかなかむずかしくなってくる。だから、いまのような選択的な規定ということにすれば、大企業と中小企業の境界点の設定なども、ある程度おおまかなものであつても、実務上そんなに差しつかえは出てこぬと思ひます。で、そういうふうな考え方をきめて、それじゃどの条文とどの条文なんだろうかと、いふふなことをずっと研究していけば、これはずいぶん総会屋に悪用されたりいろいろなことをしておるケースが多々あるわけですから、おのずからちゃんと整とんがついてくると思ふんですよ。そういう基本的な考え方を皆さんがもつと持たぬか。持てばこの作業はできると思ふんですよ。りっぱな法律専門家がたくさんそろつておるんだから、そんなに困難なことじゃないと思ふ。むずかしいですか、そういう選択的な規定にすれば、どっちでもいいんですから。しかし、それは外部からわからないといふかぬというなら、もしそういう選択的な規定を活用していこうという会社であれば、当初から定款にそのことを書いて誤解がないようにしておくという方法もあるんだし、それによつて生ずる弊害なんというものはいくらでもまた打つ手があるし、むしろそのほうがよほど喜ばれます。それは理想的な形じゃないかも知れぬ。しかし、ともかく何十万という会社があつて、みんな悩んでゐるんですよ。それはそういう内輪げんかがない、スムーズにいいておるところは、それでいいですよ。ところが、もめてきて、ここをつかれやせぬか、あそこをつかれやせぬか、そんなことを一々気にし出したら、とてもじゃないが事業にはんとうに打ち込むという熱意に欠けてきますよ。そういう心配

は、日本の中小企業内部の書類関係なんというものはほとんど全部かかえておるんですよ。そんな不安な状態のままで知らぬ顔をして、問題が起きたところだけ裁判所でちやちややっておる、こんなことはほんとうに私は不親切だと思ふんですよ。それは、法務大臣もそういうことはずいぶんお聞きになっておると思ふんですよ。だから、その決意ですよ、この問題を片づけよう。それは、理論的に言えば、そういう適用除外の規定などを設けるのは、それはもう株式会社の理論の趨勢からいけば逆行だと、確かにそんな議論は起きますよ。それは私もそういう気がせぬでもない。しかし、あなた、実体がそうなんではしょうが、実体が。その実体がだんだん近代化されて変わつていけば、そういう例外規定を落としていけばいいでしょう、もうここまで来たからこういう例外規定は落として。だから、決してそういう前進することを私は否定するものじゃないんですよ。あまりにも実体とこの法律の趣旨が反しておる。そのために、言うてみれば虚偽なことをやっておる。それがすべて経営者にとつては非常なやっばり頭痛の種になるんですよ。実体と合はぬことをやっておるということとは、正直な人であれば、たとえそれが問題にならなくても、それは気持ちのいいことじゃないんです。そんなことを国家が強制しているなんということは、全くなつちやらぬと思ふ。これは大臣のひとつ考え方を聞かしてくださいます。

○国務大臣(石井光次郎君) 先ほどの亀田さんの意見、私は非常に傾聴いたしております。今度の商法の改正案の中にそういうところまで及んでないという問題がたくさんあると思ふのであります。おっしゃるとおり、中小企業の関係の人たちでいろいろ問題で苦しんでおる面がたくさんあるということもいろいろ聞きます。そういう問題等も取り上げるべき問題だと。そんなものはどうでもいいというべき問題じゃなく、さつき局長が申しましたように、中小企業関係の会社がたくさんあるわけなんです。そのほうが数が多いという状態でございまして、そういうふうな問題の数も自然多い。裁判所の係争事件の中にもそういう問題が自然多いということになるわけでございます。法改正は終わりと云うべき問題でもないと思ひます。全般的な大きな商法の改正という問題に關連いたしましたような問題を引き続き研究をいたしていききたい、こういうふうに考えております。

○亀田得治君 ひとつ引き続き研究してもらつたわけですが、具体的に法制審議会に対する提案などをしていただきたいというふうに私は思つてゐるのですが、そこまでおやりいただけますか。

○国務大臣(石井光次郎君) 研究いたすということとは、研究して、できれば当然そういうふうなこともするということでありまして、私どもは、学者じゃなく、実務を扱つておる者でございますから、私どもも勉強して研究した結果を得ましたら、必ず手順を経て何らかの形で出すように努力をいたします。

○亀田得治君 民事局長の御意見は先ほどからの承つておりますが、一、二点あなたの考えでいいですか聞いてみたいと思ふのですが、そういう中小企業の法体系をいかにするかという場合に、私の考えは、やはりこれは株式会社の中に置いておいて、そして先ほど申し上げたような方式をとるべきだ、選択的な規定を置いて緩和していく。これは選択的じゃないといふかぬと思ふのです。つき落としてしまふかっこうにするのはよくない。そういうふうには私は根本的にはこれはいろんなケース等も経験して思つておるんですが、そういう点について、民事局長の考えでいいです、参考にちよつと聞かしてほしい。

○政府委員(新谷正夫君) たいへん重要な問題でございまして、まだ私としてそれに対してはきつち意見を申し上げるところまで研究を重ねておりませんけれども、要は、株式会社の形態をとりました場合には、株主の立場、さらにまた会社の債権者の立場ということを考えてこまかい規定

を定めておるわけでありまして、したがひまして、そういうところに非常にむずかしいこまかい規定が出てまいりますために、それを一から十まですべての会社について適用させるのは無理じやあるまいかということになつてきようかと思ふのであります。ところが、これを選択的に法規によつては適用の余地を残して置いたらどうかという亀田委員の御意見のようでございますが、これは個々の条文にも当たつてみなければなりませんけれども、株式会社法で一番氣を使つておると思われまします点、何と申しまして、先ほど申し上げたような株主の保護ということと会社債権者の保護ということに終始すると言つても過言でないと思ふのであります。こゝにいった点の規定を緩和できるかどうか。株式会社という形態をとる以上は、どうしても最小限度必要なものというところで現在の規定が置かれておるようにも考えられるわけでございますので、これを会社の規模等によつてあるものにするのが結果的に妥当な結果になりますかどうか、この点をもう少し研究してみなければならぬ。いままの細かい規定を一律に適用しなくてもいい、別な特則のようなものをむしろ設けていくというこのほうが妥当なものであるまいかという感じがいたしておるわけでありまして、これはもちろん法務省としてそういうふうな考へておるわけでもございませぬけれども、ただいまの亀田委員の、法規によつては選択的に適用させていくというお考えも一つの御意見だろつと思ふのでございまして、いま申し上げたような株式会社というものの法制の立て方から考えますならば、選択的に適用を認めていくという仕組みがいいのか、あるいはある程度の同族的な閉鎖的な会社について適用すべき法規を簡素化したものにして現在の株式会社法の特例のようなものを認めていくほうがいいのか、こゝにいった点が議論の分かれ目になるような感じがいたすわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、現在の株式会社法とい

うものがピンからキリまである株式会社一律に適用されるということに実は問題があるわけなんではないかと、その点、適当な方法が考えられます。十分御意見も尊重しながら研究させていた

○亀田得治君 それは、選択的に選ぶという方

法か、あるいは特則のようなものを設けていくというふうな方法か、まあいずれにしてもそれは大した違いじゃないと私は思うんです。商法の規定の中で、どれとどれが無理がある、あるいは必要がない、むしろ逆に弊害がある、悪用されるといふうなことをいまままでの経験に徴して具体的な検討をやってみよう。おのずから結論が出てくるはずだと思ふんです。私はこう考えておりますので、ぜひこれはひとつ具体的な取り組みをやつてほしいと思ひます。

まあ株主の保護というふうなことがこの株式会社法のひとつの大きな柱であることはもちろんなんです。事実上です。そういうのがずいぶん多いわけなんです。だから、こんな会社にとっては、株主の保護というのを切り離して考えてみるのと自体がおかしいわけですね。それじゃ、それはもう会社じゃないんだから、そんなものはやめてしまえというの、現状では実態に合わないわけですから、それはやめるわけにはいかぬ。これは何といつても大きな矛盾なんです。いつまでもこういうふうにはうっておくわけにはいかないと。ぜひ、先ほど大臣の言われましたような立場で、至急積極的な取り組みをお願いしております。

それから、株式会社が多に多いわけですが、民事局長は、その理由をどういうふうに理解しておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) これはわが国の経済界のいろいろな事情によるのだらうと思ふのでござい

ふに、ごくしろうとと考えてございまいしょうけれども、そういうふうな受け取られる節が多分にあるのじゃないかと思ふわけではございませう。合名会社であるとか有限会社であるとかというふうな形をとりますと、しろうとの方々が考えまして、ああその程度の会社かというふうな一蹴されてしまふというふうに見られるのを避けるというふうな感じが非常に強く働くために株式会社形態をわざとっておるというふうな考えられるわけでありませう。実体から申しますれば、何も株式会社形態にして、めんどろな規定の適用を受ける必要もない程度のもので、続々と株式会社になつておるといふふうな実態、その原因がどの辺にあるかということなんでございませう。こまかい事由はよくわかりませうけれども、どうも株式会社にしておくほうが一般の信用を得るにも都合がよろしいというふうなことがおもな理由ではあるまいかというふうな考えられるわけでありませう。

○亀田得治君 それも一つの大きな理由だと確かに思ひますが、たとえば、八百屋さんとか、小さな菓子屋さんとか、そういうものまでが会社組織になる。われわれ相談を受ける場合に、税法上の問題がやはり非常に大きく響いておるんです。もう一つはね。だから、きょう国税庁にちょっと来てもらつたほうがよかつたんですが、そういう点の不公平を国として直せば、相当この問題はまた違った形になると思ふんです。株式会社として出てくる以上は、国のほうでその生まれた会社が不便でないように先ほど申し上げたようなことをやつてもらわなげやなと思ふんですが、しかし、ほんとうはそういう会社はあまりふえんでもいいんです。ね、実体からいふと。しかし、その理由は、一つはやはり税の関係があると思ひます。私は税務署の関係者にも言うことがありますが、同じ仕事をやっておいて、人数から扱いはらみな同じな人です。それでいて、会社であれば税金が安い、個人であれば高い。それはおかしいじゃないか。法規がこうこうこうなつておる。いや、そんなこ

とを聞いておるんじゃない。常識的に考えた場合に、同じことをやっていて、たまたま形を違えてやれば、一方は税金が高い、一方は非常に安い、そんなことはおかしいじゃないかというのをちょいちょい議論をすることがあるんですが、それは基本的にそれはおっしゃるとおりだというふうなことを言う署長がおりますが、あなたはどういうふうなことをお考えになりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 税法上のことはよくわかりませうけれども、よく言われますことは、ただいま亀田委員のおっしゃいましたように、株式会社組織にして置くほうが税の関係で有利だといふことは確かに言われておるようございませう。まあそういうこともございませうし、さらに、法律的に申し上げますならば、個人企業で、個人が全責任を負つてある企業の経営をやる場合と、個人と会社に二つに分けて会社を中心にしてその企業を営んでいくというふうにする場合と、この二つを比べてみますと、全責任が個人にかつてまいります。個人経営の場合よりは、むしろ、万が一の場合に企業がつぶれても、会社がつぶれるだけ個人は助かるというふうな考えも一面にはあるのじゃないかと思ふわけではございませう。それやこれやのいろいろの事情によりまして小さなものが株式会社組織をとつていくというところも考えられるのじゃないかと思ひますが、税のこととはちよつとこまかいことはわかりませうけれども、そういういろいろの事情が重なりまして株式会社の形態をとるものが多くなつておるのであるまいか、こういうふうな考えております。

○亀田得治君 そういうつづれた場合のことを、どういうふうなうまく逃げようとか、そういうことを考えておるのは、これは相当余裕のある人で、そうでないのは、出発点は税という問題が非常に大きいんです。だから、こういうことがもたらう少しかできないものか。たとえば、会社の場合であれば、全くそれは実質は個人企業であつても、会社の経理の中からちゃんと社長としての給料をとれる、こういう仕組みになっております

ね。しかし、それは個人だつて一緒じゃないですか、経費のかかることはね。そういうことが個人の場合にはなかなか把握しにくいとか何とか言いますけれども、しかし、それは会社のそういう支店に行きますと、会社が帳簿と言ふものは大体いいかげんなんです。みんな。そういう段階の場合のは。だから、それはつづつこうと思ひばいくらでもつづけるのです。どんな小さい会社にしておいても。だから、私はそれは大同小異だと思ふんです。国自身が、何か会社とかという信用するようになつてくると、個人の場合だと信用しない、こういうふうな感じがあるんです。私は、これはもう人間形成という面から見ても、そういうことは間違いだと思ふんです。何かかこうをつくつておいたら、それは認めていく。個人の正直なおっしゃるがこれはこういうふうにしてやつておるんでこれだけ費用がかかるというやつて、なかなか認めない。こういうことをやつておれば、それは心ならずなんだ、そういう人が会社にするのは。決して会社ではないんです。七人の株主、これは虚偽ですわね。金も出さぬ人を集めてきておしてなにする。だから、そういう税制の面からも私はほんとに検討してもらわんがやならんことだと思ふんです。個人にすれば税金が把握しにくいというたつて、そんなことないです。実際、個人の場合だつて、青色なりいろいろ帳簿上の指導をしておるわけなんです、同じことですよ、それは。ただ会社という名がついておると、税務署は、税務関係の指導方針として、こういう場合にはもう通しておけと軽く通すことになつておるんです。それで皆その規則に合うようになつておるんです。これはもうみんな虚偽なんだ、お互いに。なれ合いです、悪く言うたらね。だから、そういう点の税務面からの不公平というものを改める必要があるんです、本当に。現実には私はそんなことで会社をつくつておる人をたくさん知っています。次の委員会に、国税庁長官にちよつとその点で一ぺん確かめてみたいと思ふので、呼んでほしいと思ひます。

それで、総論はこの程度にしておきましょう。これはいくらやっても片がつきませんから。

そこで、提案されておる各条文につきまして若干私のお聞きしてみたいと思つた点についてだけお尋ねすることにします。

今度は株式の譲渡制限を可能ならしめることにしたわけですが、昭和二十五年にこれを一切禁止したわけですね、譲渡禁止はできないことに。當時はアメリカからの影響が強かつたんでしようが、それにしてもこれは乱暴じゃないかという気がするわけですが、どうなんでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 昭和二十五年に改正いたしました当時、御承知のように、株式の民主化というふうなことが非常に盛んに言われまして、そういう風潮に乗つたということもございまして、うし、また、株式会社の株式というものは本来譲渡自由であるべきものであるという考え方が司令部方面からも示されたように承知いたしておるわけでありまして、そこで、従来の株式の譲渡の制限禁止の規定を撤廃いたしました、禁止も制限もできないというふうに改めたわけでございます。株式会社の実情から申しますならば、当時、相当の株式会社ににつきまして譲渡制限をしなければならなかつた、また、現に譲渡制限をしておつた会社があつたわけでございます。昭和二十五年当時の実情を、ごく一部でございますが、日本橋の登記所において最近調べたところによりますと、三百八十の会社の中で三百二十二社、パーセンテージにいたしますと八四・七%がその当時譲渡制限の定めを設けておつたようでございます。概して八〇%あるいはそれ以上のものが譲渡制限をやつておつたというふうに見てよからうと思つたわけでございます。そういう状況下において、突如として譲渡制限を禁止するという措置がとられたわけでありまして、これは改正いたしました当時から問題がずっと現在まで引き続いてあつたようでございます。従来、そのような状況下にありながら、譲渡制限を撤廃するのは困るという声が現在

まで続いておりました。改正直後からこの問題は一応問題として取り上げられたようでございますが、何ぶんにも二十五年の大改正をやりまして間もなくのことでございますが、現在までそれが実現を見なかつたということが株式会社の運営の面にいろいろ不都合を生じてきておるという結果になりまして、今回の改正案によりましてある程度もとへ戻すと申しますか、二十五年以前の禁止制限というところまでは持つてまいりませんけれども、ある程度の制限をすることができるようになることによつて中小企業の株式会社の困つた点を直していこう、こういうふうな考えをたつたわけでございます。

○亀田得治君 これは、ともかく株式の民主化とかなんとかそういう抽象論で現実のこの制度をこまかいところまで押し切れるものではないわけであつて、その全体の民主化ということとは、もちろんわれわれ別に反対でもない、むしろ積極的に賛成なわけですが、八〇%以上も譲渡制限をしておる現実に対して、いやそれはまかりならぬ、こういうことは、私は立法家として非常識だと思つて、すよ。これははかの人道上の問題とかそういう問題なら、相当強硬に行かなければならぬ場合もありますよ。そうじゃない。株式の民主化といつたて、さつきからも申し上げるやうに、七人で株を持つておるといふたつて、実質は一人なんです。そういう一人会社というものはたくさんあるわけなんです。それで、譲渡制限の禁止を幸いにして、実質の権利はないけれども形だけ権利を持つておる者が、じゃこれをだれかに譲ると言つたら、それはほんちやうでしよう。社長は、おまへは金を出しておらぬのだから権利はないんじやと言ふだらうし、いや、そんなことは、金は出しておらぬけれども、いろいろ助言したりお手伝いしてゐるというやうなことを言つて、そうすると、なかなか第三者からはわからない、内情をよく調べてみなければ。それで裁判上の紛争になる。ともかく、その当時すつとそういうことが

通つたんですか。一ぺん私はこれ聞いてみたいと思つていたんです。いくらアメリカの影響が強いといつたつて、これはおかしいじゃないですか、あまりにも。どうなんですか、実情を……。

○政府委員(新谷正夫君) 昭和二十五年に改正された当時のわが国の置かれた特殊の事情からしまして、おそらくそう大した問題もなく通つたものではあるまいかと、これは想像でございます。私こまかいところ存じませんが、そのように考えられるわけでありまして、これはアメリカに一部そういう例があつたのでこのやうになつたと思つたのでございまして、各国の立法例なんか見ましても、戦前のドイツにおきまして、また、戦後の西ドイツにおきまして、あるいはスイスとかイギリスというふうな諸国におきまして、この譲渡制限の規定はあつたわけでありまして、どうして譲渡制限を撤廃しなければならなかつたかといふことは、これはひとり株式会社の法だけの問題ではございせん、もうほかの占領下におけるいろいろの制度の改正も同じ運命をたどつたものがあるやうと思つてあります。占領下における特殊の事情としてこれはやむを得なかつたというふうな考えざるを得ないわけでありまして、もう少し実態を踏まえてその上に立つての改正を考へるべきであつたのではあるまいかといふことは、確かに言えようと思つてあります。

○亀田得治君 こういうところにはやはり日本の商法学というものが新しいものばかり追つておつて、そして中小企業などを見落としておるといふ一つの欠陥があると思つてあります。それは、アメリカの諸君の持つてくる理論であれば、やはりそういうことになつてくれれば、株式の民主化といふものを振りかざして、日本の学者にしても、それに対するそういう面ばかりの研究をしておるのですから、それはなるほどさうだと、そうするのが進歩的なんだと、こういうふうになつて、意気投合してしまつて、そして実際の事態を置き忘れてゐる。やはり平素の効力目標といふものに欠陥があるから、こういう大事なことまで失敗する。こ

れは単にそんなあな占領下だからやむを得なかつたといふのは、これは少し同情的に見過ぎるんで、私はやはり平素の株式問題に対するしつかりとした取り組みのなかつた欠陥だと思つてます。だから、そういう点では、当時の関係者の責任じゃないに、全体としてこういうことを反省してもらわなければいけません。はなはだこれは私はひどいことをやつたもんだと思つて。こういうことになつたために、一人会社の株主が株式をほか譲ると、こういうふうなことが起きて紛争が起るのはいくらもいふまでもあるんです。そんなことは調べてないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 譲渡制限の規定がございまして、その規定に違反する、あるいは株式の譲渡が無効であるというふうな問題も起るわけでありまして、株式の譲渡に関する規定に關連する問題としての事件はないのかと思つておりました。現在株式の譲渡は自由になつておりました、これを制限し得ないわけでございます。そういうものは当然考えられないわけでございます。そういう意味で、これについての事件といふものはないと考えざるを得ないわけでありまして、○亀田得治君 いや、そうじゃないに、自由になつたのだから、それを悪用して、実質的には無権利者である者が、自由にそれをほかへ譲るといふことはあり得ることですわね。譲渡制限になつておれば、初めから起らない。あるいは、それが何らかの重役会の決議にかけるやうなワケでもかかつておれば、そこでまず相談になるから、相談になれば、君はそういうことを言うが、おまえ初めから無権利者じゃないか、こういうやうな議論を面と向かつてやれば、それはやっぱり引込むわけ、私はやっぱり問題は起きてゐると思つたわけ、ただわがからぬだけ。だから、これを改正して、ほしいというまた要望も中小企業者にあるわけ、第一、不安でしょう、自分の物がいつ

半分になるかも知れぬ。形だけ分けてあるものが、ぱっと他人にね。相続の問題もあるでしょうね。代がかわったら、なかなか先のことはわからない、実際に金を出した出さないということ。だから、不安料だけだつてたいへんでしょう。それはあなた、紛争が起きておらぬ、大したことではないと、それだつたら、このままにしておいたらいんです。そうじゃないから、これは変えなければいかぬと言ふのでしよう。それは全く現状にそぐわないのですよ。

○政府委員(新谷正夫君) 御質問の趣旨を誤解した向きもございますが、いまおっしゃいますような意味でございます。何びとにこの株式が譲渡されるかわからないというふうな状況、まあいわばその当事者にとつてみれば危険にさらされておるというふうなことは、これはたゞさんあるわけでございます。だからこそ、中小企業、ことに同族的な会社におきましては、ことさらにそういう心配があるわけでありまして、だれに株式が譲渡されるかわからないと常にそういう不安にさらされ、いつ他人の支配下に置かれるかわからないというふうな状況下に置かれて恐々としておる会社も、これはたゞさんあると思ふわけでありまして。ただ、この突進がどのくらいあるかというところは、ちよつとつかみようがございせんので、何とも申し上げられませんが、経済界が非常にこれを希望しておりますというところは、逆に申し上げますれば、中小規模の会社が譲渡を自由に認められておることによつて生ずる不安、危険というものに常時さらされておる、したがつて、会社の経営にも不安を生ずるし、安定しないという弊害が出てきておる、こういうふうな考へてよろしいと思ひます。

○亀田得治君 今度の改正法がでますと、現在は自由になっておりますが、新たに定款で定めることになるわけですね。そういうふうになった場合に、どの程度この改正法を生かして譲渡制限をする会社が出てくるというふうな考へておられますか。

○政府委員(新谷正夫君) これも的確な数字は申し上げられませんが、先ほど申し上げましたように、昭和二十五年の改正当時におきまして八〇%以上の会社が譲渡制限の定めをいたしておつたといひますと、おそらくその程度の会社につきましては譲渡制限の定めが設けられるのではあるまいかというふうな考へております。現に、この商法の改正案が国会に提案されてから、いろいろの経済団体にこの点についての問い合わせというものが非常にたくさん参つておる所でございまして。一般国民のこの点について関心の強いところがあらわれておる証拠でございます。これが実現いたしますならば、中小規模の株式会社につきましては非常に有利な措置がとり得るというところでこれを期待しておるものと信じておるわけでございます。

○亀田得治君 私は、そういう中小企業の方の要望というものを考えますと、定款変更の条件ですね、この改正法に規定してある、これが少しきつ過ぎるんじゃないかというふうな考へるんですがね。結局、なんでしょう、総株主の過半数、それから発行済株式の総数の三分の二、この二つの条件がそろわぬといふかですね。こんなにしぼる必要はない、もっと軽くしていいように思ひますがね、昭和二十五年の改正が間違ひなんですか。それでしよう。間違ひたものをもとに戻すんですから。それはほんとうは二十五年の改正はだめじやつたんだから、あの当時そういう制限をしてた会社は法律上当然もとに戻るんじゃないかというふうな規定をすれば、これは一番手つとり早いわけですが、しかし、国が間違ひて自由にしたほうがいけないじゃないですか。そうしませんが、先ほど申し上げますように、個人会社といひまして、いろいろですけれど、社長が株式はたくさん持つておるけれども、しかし人数が七人要るんじゃないかというので、ともかく少しづつ渡しておつた株主が、どうしても半数にならぬで、六対一になる。ほかの者は、みんな多少不利になるわけ

すから、社長の痛いところだからこれはここで六人団結して反対してやろうと。まあ極端な例ですがね。だから、そういう二つの要件にしぼるというのには、私はせつかくこういう規定を設けながら、実情に合わぬように思ひますがね。この条件については法制審議会あたりでも相当議論があつたんだらうと思ひますが、どうなんでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、今回の譲渡制限につきましては、三百四十八条の規定によりまして定款変更の要件を厳重にいたしてございまして。これは、現在の株式の譲渡を自由にしたことがいい悪いは別といたしまして、とにかく二十五年以来株式の民主化ということが叫ばれて、非常に株式が大衆化され、多量の株式が発行されておるという現実も、これは無視できないわけでありまして。株主の立場というものは十分考へながら、同時に会社の方で譲渡制限を必要とする場合には、一定の要件に従つて譲渡制限の定款の定めをするというふうにしななければならぬわけでありまして。そこで、株主の意向も十分に反映させて譲渡制限をするかしないかというのをきめるのが適当であらうというふうな考へまして、このように総株主の過半数にして発行済株式の三分の二以上に当たる多数をもつてきめるというふうにいたしましたわけでございます。旧法当時におきましては、通常の定款変更手続において譲渡制限の定めを設けることができるようになっておつたのでございまして、しかし、事柄が株主の地位に非常に重大な影響を及ぼす問題でございまして。単なる多数決でこれがいかにどうかというところにつきましては非常に議論があつたやうでございまして、当時におきまして一般の学説は全株主の同意がなければ譲渡制限はできないというふうな意見もあつたやうでございまして。そういういろいろの点を考へまして、株主の立場も十分反映させると同時に、会社の都合によつてどうしても譲渡制限をしなればならぬというやうな場合には、こういう方法でその旨の定款を定め得るやうにするのが適当であらう、こういうふうな考へて今回のよ

うな規定にいたしましたわけでありまして。

要するに、株主の意向を十分に反映させるということが必要でございますので、それにはどういふやうな仕組みにしたらいいかということなんではございますが、総株主の少なくとも過半数の人がこれに同意しておるというところまでは必要なのはあるまいか、このように考へたわけでありまして。もちろん、大規模の会社になりますと、これだけの頭数の賛成者を得るということは非常にむずかしいことにならうと思ひます。これに反しまして、中小規模の会社でございまして、総株主の過半数の同意を得ることも、大会社に比べますと比較的容易であらうというふうな考へられるわけでありまして。

○亀田得治君 中小企業の場合には、株式総数の三分の二、株式のほうはわりあい集めやすいだろ うと思ひます。これはもう社長が大部分持つておるわけですから。それにプラス総株主の過半数というのを付け加えておるわけでしょうが、これが私はなかなか問題じゃなからうかと思ひつてゐるんです。これは名目的なのがいふん多いわけですからね。頭数は多いわけですが、そのほうが。だから、その点で、スムーズにいけばいいわけなんですが、ごてられると、だれが見てもこれはもう同族会社、個人会社なんです、これは定款を変更して譲渡を制限していくのがあたりまえなんだと思つておつても、なかなかできない。そういうことがうまくいかぬところは、今度はそのうち何か考へてゐるのじゃなからうかというふうなまた心配も出てくるわけなんです。そう言うても、たとえ中小会社であっても、みんなが出資をして、そうしていままでは自由だったんだというふうな場合には株主の立場も相当尊重しなければならぬということからこういう規定になったのかと思ひますが、ちよつと問題点があるやうに思ひます。これはひとつ実行してみても、その結果によつてまた検討されたらいいと思ひます。

それから、次に、譲渡方式の点で一点だけお伺いしておきたいと思ひます。

これは二百二十六条ノ二ですが、株主が記名株式について株券の所持を欲しない、こういうことを会社に申し出る、そうすると、会社のほうは、株券を発行しない旨を株主名簿に記載するか、または株券を銀行または信託会社に寄託するか、こういうことになっておりますが、これは会社の自由選択になるわけでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 会社が株主名簿に記載いたしました株券を発行しないようにするか、あるいは、銀行、信託会社に株券を寄託するか、これは会社の自由というたてまえになっております。

○龜田得治君 これは何でこういう会社の自由選択にかからしたんでしょうか。むしろ、こういうことをするのであれば、株主自身に、所持は欲しない、ともかく株券そのものをなくしてくれとか、あるいは、それは置いておいてもらってどうかへ預けておいてくれ、あなたのほうで保管してもらうんだとか、もっとそういうふうにはつきり言わせたほうがかえってスムーズにいけるように思うのですがね。そうしませんが、人によっては、自分株券は会社へ返した、それでもう消えてしまったんだと。ところが、いや、そうじゃないに、会社の考えでそれはまだ生きておいて、どこそこ預けてあるんだと。それで実害がどういふふうになるか起ころぬかは別として、何か不本意なことが選択されるといふ場合もあるんじゃないか。だから、こういう規定にするのであれば、申し出そのものをはつきりさせたいいように思います。これはどうなんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の株式の譲渡方式を改めずことに伴いまして、株主側に若干の不安が残るのではあるまいかということも考慮いたしまして、今回の株券の不発行あるいは株券の寄託という制度を考えたわけでございまして、これによって株主の安心を得られるようにしようという趣旨なのでございます。株券を所持したくないという場合もいろいろ考えられるわけではございまして、いわゆる安定株主として、株式の譲渡をす

る意思がない、ただ自分は株主としての利益だけ享受していればよろしいというふうに考えている株主もございまして、このような株主につきましては、株券を残して銀行、信託会社に寄託してもらふ必要もないわけではございまして、これはもう株主名簿にその旨を記載しまして株券を発行しないことにしようというところで足りるわけではございまして、それからまた、そうでなくて、一応現在自分が株券を所持しておることに不都合が生じるけれども、行く行くまたこの株券を返してもらってこれを他に譲渡するかもしれないというふうな場合には、不発行の措置をとってしまひますと、また再発行の手続も必要になるわけではございまして、むしろ、そういう場合には、銀行に寄託してあるものを会社を通じて簡単に返してもらおうというものが株主にとっては便利なのではないかと。そういう点を考えまして、このように不発行あるいは寄託というふうな制度を設けたわけでありまして、発行会社の側からいたしますれば、株主のそういう希望も考慮に入れますしてその辺の処理のしかたを変えていくであらう、こういうふうな考えでおるわけでありまして。

○龜田得治君 しかし、法文そのものから考えますと、株主のほうは、どちらの方式を希望するか、そういうことは明らかに書きぬでもいいことになっていきますね。それはむしろ出さしたほうがいいのじゃないですか。株主にしても、おれは所持を欲しないのだと書いて、それがどうなつてもいいという意味じゃないんですからね。だから、この第一項と第二項をもう少し合うように、第二項の処置いづれかを株主に申し出させる、このほうが私はわかりやすいように思うんですがね。どうなんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、株主の意向を尊重して発行会社としてはその処理をしたほうが実情に合うと思うわけではございます。実際問題としましては、株主の希望をいれまして希望に合うように発行会社で処理するようになるだろうというふうな考えておるわけではございます。ただ、規

定の体裁といたしましては、所持を欲しない旨を申し出るという簡単な申し出によってその後の扱いが二通りに分かれてまいりますので、龜田委員の仰せのようにながりがどうも明確でないという御非難はあらうかと思うのでございまして、不発行にしてもらつてもいいでしようし、また、銀行、信託会社に寄託してもらつても差しつかえないという人もあるわけではございまいから、これをどちらにしなければならぬというふうにきめてしまふのもかえって運用上窮屈になりはしないだろうかという点もあるわけではございます。実際の運用といたしましては、会社対株主の問題でございまして、できるだけ株主の希望を尊重して発行会社で措置されるものというふうな考えているわけでありまして。

○龜田得治君 これは、条文をつくる過程において大して論議がなかったのでしょうかね。

○政府委員(新谷正夫君) 株式の譲渡方式の改正につきましては、現在の裏書きあるいは譲渡証書による株式の譲渡というものが有名無実になっていくということから、こういうふうな譲渡方式そのものを改めたわけでありまして。法制審議会の過程におきまして、この二百二十六条ノ二の規定を置くべきであるということにつきましては、譲渡方式の改正に關連して当然に出てきたということには必ずしもならないのでありまして、理論的には譲渡方式の改正とは関係ないわけではございまして、やはり株主の不安が多少とも残るといたしますれば、われわれの立場といたしましてはその株主の不安を解消する措置をとるべきじゃないかというので、この二百二十六条ノ二の規定が新しく考案されて加わったという経緯になっておるわけではございます。

○龜田得治君 局長は、会社のほうは株主の意向に反したことをせんだらうと言われますけれども、会社の都合によつて、意向に反してはかの処理のしかたをとったということがあつても、これは条文の上からは違法ということはいえませんがね。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございませう。

○龜田得治君 それは私は立法としてはちよつと不十分じゃないかと思ひますね。それで、会社はこれこれのことをすることを要すると、それに続いて、この申し出者の明確なる意思には反することとがでないと、何かそういうものを一つ入れておきまないと、せっかく株主のためにこういう規定を置きながら、違つた結果が出てくるというのはいちよつとおかしいですね。局長は、まあ株主の意向を尊重して会社は処理されると思うと、こう言いますが、だから、そういうスムーズにいかぬ場合の歯どめをつけておくのがやはり法律として大事なんではございまいから。

○政府委員(新谷正夫君) 株券の不発行の措置と、銀行、信託会社に寄託いたします措置と、どちらがいいかという問題は実はあるわけではございまして、不発行の措置をとりますと、一応株券というものはなくなつてしまひます。したがいましめて、株主から要求がございしますれば、株券の再発行の手続をとつてまいります。これは手数料がかかるわけではございまして、会社としましてはあまり望ましくないということが考えられるわけではございしますが、そうかと申しまして、銀行、信託会社に寄託するということになりますと、むしろこれは経費のほうがかかつてまいります。これも株主にとってみれば一種の不利益を受けるような結果にもなるわけではございしますが、これは、しかし、株券を寄託いたします関係上、まあ当然やむを得ない問題であらうかと思うわけではあります。どちらがはたしていいのか、また、株主が特に不発行の措置をとつてくれと言つた場合に、わざわざそれを銀行、信託会社に寄託するというふうな措置をとると、株主の意向を無視したような結果になりますので、これもまた不都合じゃないかという御意見もこれはごもっともだと思ひるのでございすけれども、要は、先ほど来申し上げておりますように、いろいろの会社の立場、あるいは株主の希望、そういったものをそれぞれ考えましてこの

場合どういふ措置をとるかというのを会社としてきめていくというふうにするのはあるまい、こう考えるわけでございませう。

○**龜田得治君** 株主としては、今回は記名株式の譲渡については従来よりは非常に簡略になり、そういう点でまた心配されておる向きもあるわけですね。まあいろんなことから、それならもういっそのこと株券なんていうものをなくしておこう、そのほうが一番安全だというふうに考えて、そのように申し込んでおく。ところが、会社のほうとしては、なるべくそういうことは——あとからまた出してこれと言ったらめんどうくさいから、会社としては思わしくないというふうなことで、第二の寄託のほうにはうり込んでしまおう。こういうことになる、これは非常に株主の動機、気持ちというものを踏みにじるし、それから結果としても要らない費用がかかってくるわけでしょう。この寄託の費用は株主の負担ですか。

○**政府委員(新谷正夫君)** 寄託の費用につきましては、第五項に規定されておりますように「株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス」と、こういうふうになっております。ただ、株券の返還を請求いたしましたときの措置につきましては、このただし書きにございまして、株券発行の場合に株主が負担する費用に相当すべき支払いを請求する、こういうことになってまして両者間の調整をいたしております。

○**龜田得治君** まあ、いずれにしても、寄託をしてあげば、そんなに心配なことはないわけですね。ないわけだが、ともかくそんなものはないほうがいい、これは株主名簿にだけちゃんと載っておれば一番安全でいいんだと、こういう気持ちでやっておるその気持ちをわざわざ裏切る必要はないと思ふのです。だから、そういうことができぬようにきちんとしておくべきじゃないですか、こんなことをわざわざせずに。

それからもう一つは、「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」となっているんですね。定款では、制限することができるわけですね、こういう

ことのできないように。これは定款で制限する必要があるんじゃないんですか。こういうことを自由にするようにしておいていいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○**政府委員(新谷正夫君)** 先ほど申し上げましたように、譲渡方式を改めることに伴う株主側の若干の不安を解消する方法といたしまして不発行あるいは寄託というものを考えたわけでございまして、これも一律にすべての株式会社に強制的に措置をせよということができるかどうかという問題におきまして、どういう措置を講ずるかということにつきましては、それぞれの会社に自主的にきめていただくというふうに考えましてこのように規定を設けたわけでございませう。

○**龜田得治君** これは、もし定款で制限するとして、それはおもに大会社ということになりますか。どうですか。

○**政府委員(新谷正夫君)** 必ずしも大会社だけが定款の制限をするとは考えられないわけでありまして、これは定款の変更になりますので株主総会の特別決議によってきめてまいるわけでございまして、各会社の事情に応じてそれぞれ定まっております。ものであらうと申し上げざるを得ないわけでありませう。

○**龜田得治君** これは、定款のきめ方によって、会社の処理が二通りあるわけですが、そのどちらか一つに限定するというふうな、何といひますか、非常に部分的なそういう制限というふうなことは可能なんじゃないでしょうか。

○**政府委員(新谷正夫君)** 差しつかえないものと考えております。

○**龜田得治君** それじゃ、次に移ります。

議決権の不統一行使の点ですが、会社が不統一行使を拒むことができるという場合を規定しておるわけですが、それはどういう場合のことを具体的に考へておるのでしょうか。拒めない場合はここに書いてありますね。拒めるというのの一体どういふようなことを頭に置いておるのでしょうか。

○**政府委員(新谷正夫君)** 議決権の不統一行使につきましては、考え方はいろいろあるわけございまして、従来は、必ず統一して行使しなければならぬという考え方、それから統一しないで行使することができるといふ考え方、両方相反するものな状況にありましたが、最近の実際の経済界の実情に照らしまして、議決権の行使は必ずしも統一して行使する必要はないというふうな考え方が多くなつてきておるわけでありませう。そこで、それでは無制限に不統一行使を認めたらどうかという考え方もあるわけございませうけれども、そこで参りますには若干抵抗を感じると。したがって、現実には必要な場合にはこれははやむを得ませんけれども、そうでない場合には会社のほうでこれを拒否できるようにいたしました。いわば通常の場合には統一して議決権を行使してもらふようにしようというのがこのねらいなのでございませう。ここに二百三十九条ノ二の第二項に書いてございまして、株主が株式の信託を引き受けたことその他他人のために株式を有することを理由としない場合、こういう場合にはすべて会社が不統一行使を拒否できるといふことになりましたわけでございます。拒否するかしないかは会社の自由でございます。ただ、第二項の頭書きにございまして、他人のために株式を有することを理由としておるという場合には、これは一項の手續を踏んでまいります以上は拒み得ないということにいたしましたわけでございます。

○**龜田得治君** そういたしますと、その条文に書いてある信託なり他人のために株式を有する、そういう場合には不統一行使ができる。これは申し出がある以上必ずできる。ところが、それ以外の場合には、特段の理由はないけれども、その会社が認めれば不統一行使はできると、こういうことになるのでしょうか、やはり。

○**政府委員(新谷正夫君)** お説のとおりでございます。

○**龜田得治君** それはどういふことから必要がある

るんでしょかね。不統一行使の拒み得ないこの理由はわれわれわかりませう、書いてある通り。ところが、そのほかの場合に、特別な理由がない、一万株持つておるそれを三千と七千で賛成反対をするというふうなことが会社が認めればできるといふことになるようですが、一体そういうことは筋が通るのですか。

○**政府委員(新谷正夫君)** 先ほど申し上げましたように、議決権を行使いたします場合に、必ず統一して行使しなければならぬというふうな考えられる点も確かにありますが、他方におきまして株主の議決権というものは本来統一しないで行使しても差しつかえないものであるというふうにも考えられるわけでありませう。たとえば、百株持つておりますうちの七十株については賛成であるが、三十株については反対であるというふうな議決権を行使しても一向差しつかえないという考え方は大体そういう方向に向かいつつあるやにうかがわれるわけでありませう。これは外国の立法例にも不統一行使を表面から認めておる例もあるくらいでございまして、今後の議決権の行使のあり方といたしまして、すべて画一的に不統一行使を許すというふうな持っていくのも一つの方法であらうと思ふのでございませうが、しかし、さしたる必要性のございましては信託の場合その他他人のために株式を保有する者が議決権を行使する場合に必要なわけでありまして、まあそこから今回の不統一行使の問題が出てまいったという経緯もございまして、妥協的な考え方でございますけれども、完全に不統一行使に徹してしまふということには、現在の実情、これまでの経緯からいたしまして若干無理があるのではないかと。そうかといふて、会社のほうでそれを拒まないということであれば、これをいけなやないと言ふ必要もないのではないであらうか。そういうところからこの二項のような規定になったわけでございます。

○**龜田得治君** 信託並びに他人のために所有しておるという場合の不統一行使、これは私はむしろ

当然だと思ひ、これは非常に意味があると思うんですが、そうでない場合ですね、不統一行使という場合には、これは何か問題が紛糾して、そういう場合には取引の材料に使われるというふうな感じがするわけですね。やはり同一人が持っている株ですね。ある株については賛成であるが、ある株については反対だ、私は、そういうこともやはり大会社中心の理論じゃないかと思ひますがね、一つは、こんなことは中小企業の場合にはなほだびんときない。説明しても、それはなかなか理解されぬだろうと思ひます。理解されぬような規定はやはり商法の体系全体に不信を起こすので、こんなことをきめるくらいだからわれわれのことはあまり考へておらぬというふうなこともなりかねない。なかなかこんなこまかいところまで読まないでしようけれども、よく考へてみると、大経営においてはそういうふうなことも考へられるような気もするけれども、いんやそれはあなた経営と株主というものが一体となっているような中小企業あたりでは、こういう規定自体が何かおかしいんです。本質的に問題があるんですが、信託と他人のために所有する場合、そういう場合に限定していいんじゃないですか。何かどこかの会社で実はこういうことがあつて非常に不便であつたというふうなことがあるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) この不統一行使の規定を置くことによりまして株主総会で何らかの取引の具に供されるのではあるまいかというふうな御懸念もあらうようございしますが、二百三十九条ノ二の第一項にございしますように、不統一行使をしようとしたときには、総会の会日より三日前に会社に対して書面をもって自分は不統一行使をしますということを通知することになっております。この通知がございせんとな統一行使はできないのでございまして、総会の段階になりましてこれを理由にして取引が行なわれるということもちょっと考えられないわけでございます。

また、明確にする意味におきまして、信託の場合あるいは他人のために株式を有することが明らかなる場合に限つて不統一行使を認める、こういうふうな書くことも一つの方法であらうと確かに思ひうわけでございます。そうすれば、規定の趣旨が非常に明確になるという利点は出てまいるわけでありまして、亀田委員の御意見も確かに傾聴に値するわけでございますが、しかし、もしもそういうふうな限定的に書きますと、他人のために株式を有することを理由とする場合には拒むことを得ずと、こう書かざるを得ないわけでありまして、そうなりますと、万一これを拒みました場合に、はたしてそれが他人のために所有するものであるかどうかという認定の問題がからんでまいりまして、これは争ひの一つの原因をつくることになるのではないかと。大事な株主総会の決議におきまして、ちよつとしたことによつて総会の決議に瑕疵がある、あるいは無効であるというふうな主張が出てくることは、極力これは避けなければならいせん。そういう意味におきまして、理論上も不統一行使が許されるというふうな考えますならば、むしろこのように会社の自由になせまして、他人のために株式を有することを理由としていない場合でもし拒まなくてもいいというふうにして、おおくほうが株主総会の運営上はむしろ問題がなくなるんじゃないか、このように考へまして、このように表現にいたしましたわけでございます。理論上の問題がございしますと、株主総会の決議にそういう瑕疵の原因を加えるといつたようなことがないようにはいたしますためにこの辺のところが一番よろしいのではあるまいか、このように考へたわけでございます。

○亀田得治君 二百三十九条ノ二の第一項の書面による通知ですね、この通知には、たとえば一万株を持つておる人が一般的に理由で不統一行使をしようという場合に、七千と三千に分けて行使するんだというふうなワケはやはり明示する必要がありますか。

○政府委員(新谷正夫君) 一万株のうちの七千株

は賛成、三千株は反対というふうに、自分の行使しようとする議決権の方法まで明示する必要はございせん。単純に不統一行使を行なうというのと、及び、その理由を通知すればよろしいと、こういう趣旨でございます。

○亀田得治君 そうすると、内訳を別に書かないわけですから、大いに取引の対象になるわけですね。むしろ取引の誘ひ水になるかもしれない。どいうもあの男は平素の行動から見ると反対らしいかつた、ところがこれが不統一行使と言つてきたから、場合によつちや自分のほうに半分ぐらい回つてくる可能性があるぞというふうな意思表示にもなるわけですね。そうして、その回り方は話次第じゃ、こういうことになるわけだ。数字が明確にされておらないわけですから、文書には、取引の材料にならぬですか、それは。

○政府委員(新谷正夫君) これは、不統一行使を行ない得るから議決権の行使について取引がなされるかどうかという問題ではないのではないかと。いうふうには考へるのでございします。不統一行使がございせんせんでも、反対者を賛成のほうに回つてもらうように、工作するとか、あるいはその逆の場合とか、いろいろのことが考へられるわけでございます。この不統一行使の規定を設けることによつて特にそういうことが行なわれるようになるといふふうには考へられないと思ひうのでございします。

○亀田得治君 だけれど、不統一行使でなければ、黙つて株主総会に来るわけですね。ところが、不統一行使といふことを言う以上は、両方にこれが散るんだと、その散り方ははっきりしない、こういうことで、非常にそれはあなた取引の対象になりやすくなりますよ。黙っている人にもあまり誘ひをかけるわけにはいかない。だから、私その辺のことは勘ぐつて考へ過ぎておるかも知れませんが、何か非常にこういうことがないと思ひなことがあるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 最も顯著な例と申しますのは、投資信託の場合が最も適例であらうと思

うわけでございます。その場合、実質的には証券会社と銀行の關係になるわけでございます。形式的な株主でございます銀行が議決権の行使に当たるわけでございますが、その場合に証券会社の指図に従つて賛成か反対かという議決権の行使をいたすわけでございます。したがひまして、銀行の立場といたしますと、たとえば一万株のうちの七千株については賛成、三千株については反対という議決権の行使をしようというふうなきめておりますもの、実はこれは実質的に株主としての利益を受けます証券会社の指図に従つてそのようになつておるわけでございます。したがひて、銀行のほうで勝手にこれを変えて五千株・五千株の議決権の行使を行なうということは、その信託關係にもとる結果になりまして、實際問題としてはそういうことは行なえないだろうというふうな考へるわけでございます。議決権の不統一行使を必要とするというそもその発端はその辺にあつたわけでございます。一般の場合にはこれが行なわれるといふことはまずあるまいというふうな考へられるわけでございます。

○亀田得治君 その信託なりの場合は、私も当然しかるべき制度だと思つておるんです。一般の場合ですよ、私の懸念するのは、非常にイージーなことが何かかえつて誘発されるというふうな思つたものだからお聞きしておるわけです。

それからそれに関連して、前の条文になるわけですが、二百三十九条で、二人以上の代理人を総会に出席させるのを会社が拒める、こういう規定を新たに加えたわけですが、これはどうしてこういうことにしたんでしょうか。議決権の行使を分割してやれるというのであれば、むしろ行使の數に應じて一人ずつ出しておくといいことのはうがかつともいいじゃないですか。一人の者が賛成と反対と両方手をあげるといふのは、それはごくかつこうが悪いじゃないですか。何でこういう規定を置いたのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 議決権の不統一行使と理論的につながる問題ではございせんけれども

も、ただいまお話しのように、一部賛成一部反対という議決権の行使ができるということになります。それを理由として多数の者を代理人に仕立てて総会に臨むということも考えられるわけであり、それが一種の総会荒らしというふうな問題と結びついていくのではあるまいか。議決権を一株について一個ずつ持っておるということから、一株一株について代理人を出し得るというふうなことにいたしますと、かえって総会の混乱を招く結果になるのではないかと。そういうことから、むしろこの際株主が二人以上の代理人を出席させるということとは会社側としては拒み得るということにいたしまして、総会の運営を円滑にはかり得るよう配慮したつもりでございます。

○亀田得治君 そんな総会屋が株主権の行使を幾つにも割って、そうしてその一つ一つについて代理人を立ててくるといふふうな作戦をとつても、これは二百三十九条ノ二の段階で会社が拒めばいいわけでしょう。そういう場合は不統一行使できないんですから。だから、そんなものは二百三十九条ノ二でそれは会社がちゃんと封することはできるわけですよ。信託などがあればこれは当然二つになるわけでしょう。その場合に――あ、二人まではいいんですか。「二人以上」とは、二人はいかぬのでしょうか。そういう意味でしょう。だから、そういう場合に二人出てもいいじゃないですか。総会屋の場合は、承認しなければいいんですから。承認したやつについて二つ投票するんですから、ひとつ二人行こう、それから本人が一人ともう一人行くという方法もあるでしょうけれども、それはいいですね、そういうのは代理人は一人です。

○政府委員(新谷正夫君) 議決権の不統一行使と申しますのは、本来一人の株主が賛成もするし一部反対もする、こういうことなのでございます。したがって、賛成反対の議決権の行使をするからこれを二人に割らなければならぬということにはならないわけでございます。本来株主は一人でございますけれども、その一人の者が議決

権を行使するについて賛成反対の二様の議決権を行使できるということになるわけでありまして、したがって、当然に代理人がその場合に二人以上出なければならぬということにはならないわけでございます。代理人としては、あくまで本人である株主の代理として、株主の意向に従つて一部賛成一部反対という議決権の行使をすればよろしいわけでありまして、しいてこれを二人以上何人でも出席させることによって生ずる混乱等をむしろ避けるべきではないか、このように考えておるわけでありまして。

○亀田得治君 この不統一行使は、一人でやるんだ、本来それが原則だ、一人の人が賛成もし反対もするんだ、こう言われまうけれども、しかし、それは株主の意向によつて代理人でやらしたていいわけですね、別に。代理人でも結局はそれは株主がやっていると見なすから、ちつとも差しつかえないじゃないですか。二人の代理人を立てるといふことは、二人であつても、それは株主がやっていることなんですからね。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、一般論としましては、亀田委員のおっしゃいますように、数人の代理人を出すことは差しつかえないわけでございます。しかし、それを許すことによつて、たとえば百株の株主が百人の代理人を送り込むというふうなことも許されることになりまして、これは結果的に総会の円滑な運営を阻害する危険性もそこに出てまいるわけでありまして、そのようなことはしないようにするということと同時に、議決権を行使いたしますのに何人二人以上の代理人が出ななくても、一人の株主、代理人が一人出れば、十分用を果したし得るわけでございます。あえてそういう危険が生ずるような多数の代理人まで認める必要はないんじゃないか。むしろ、代理人は一人にしておくというところのほうが総会の運営上は望ましいと考えられるわけでありまして、これも、二百三十九条の新設の第六項にございますように、会社が「拒ムコトヲ得」といふふうに書いてござい

ますので、会社のはうで数人の代理人を認める分

においてこれは差しつかえないわけでございます。ただ、会社の側といたしまして多数の代理人に出で来られて総会の運営が円滑にいかないという懸念がございますれば、これは拒んでよろしいと、こういうことにいたしたわけでございます。

○委員長(和泉覚君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉覚君) 速記を起こして。

○亀田得治君 それでは、次に、新株発行の点につきまして簡単にひとつお聞きすることにします。が、例の証券会社の一括しての買取引受の点だけを聞くことにします。

これは、実際はどういうふうに実務が運ばれるんでしょうか、その点からまず御説明をお願いいたします。

○政府委員(新谷正夫君) 買取引受の問題でございますが、現在は、商法二百八十条ノ二の第二項の規定にございますように、発行会社が証券会社との間に買取引受の契約をいたしますと、証券会社に新株の引受権を形式的に与える結果になるわけでありまして、したがって、それにつきましては株主総会の特別決議が必要であるということに現在の法律上は解釈されるのであります。そこで、その特別決議がはたしていかなる理由で必要であるかということにかかつてまいるわけでありまして、そもそも新株発行の手続におきまして株主総会の決議を必要といたしました理由は、株主以外の者に対して新株の引受権を与える場合に特別に有利な価額で新株の引受権が与えられるということになりますと、株主の利益を害する結果になる。そこで、株主総会の決議によつてこれを規制しよう、こういうことにされておるというふうに理解されるわけでありまして。しかし、形式上は、少なくとも現行法の二百八十条ノ二の第二項の規定によりますと、単に株主総会の特別決議が必要だというだけの表現になっておりますので、いろいろこれは訴訟におきまして問題になりまして、その手続が違法であるという判断を受けるに至つたわけでございます。しかし、新株発行の過

程におきましてそのような違法のかがございまして、新株を発行してしまつた段階におきましては、その株式の発行そのものは有効であるというところにこれは下級審の判決も最高裁判所の判決も同じように判断いたしておるのでございます。つまり、手続の過程において違法な点が出てまいるといふことに帰着するわけでありまして。そこで、実務上におきまして、買取引受の手続の中にそういう違法なものが生ずるということになるのでは困るというので、現在におきましては買取引受の形引を差し控えておるというのが実情のようでございます。

今回の改正におきましては、ただいま申し上げました趣旨を明確にする意味におきまして、株主以外の者に特に有利な発行価額をもつて新株を発行する場合に三百四十三条の特別決議が必要であるということにいたしまして、ただいま申し上げました趣旨をこれによつて明確にしようということにいたしたわけでありまして。この改正が実現いたしますと、従来の一般の適正な価額で新株を発行するために発行会社と証券会社との間におきまして買取引受契約が行なわれる場合には、株主総会の決議は不要でございます。ただ、特別に有利な発行価額をもつて新株を発行しようという場合には、これは株主の利益に影響いたしますので、株主総会の特別決議を必要とする、こういうふうになるわけでございます。

○亀田得治君 買取引受契約の中に発行価額というものが明記されることになるのでしょうね。

○政府委員(新谷正夫君) これまでの買取引受契約におきましては、発行会社から証券会社に渡します株式の価額と、それから証券会社が一般の投資家に分売いたしますときの売買価額、これをいづれも契約書に明記してございます。しかも、それはどちらも同一の価額になっております。したがって、証券会社が特にその間の株価の変動によつて利益を得るとかいうふうなことはできない仕組みに現在なつていまして、これが買取引受の実際の契約の慣行的なものになつて

いると理解してよろしいのではないかと思うの
でございます。証券会社のほうは単にその取り扱い
の手数料だけを発行会社からもらっているという
形になっているわけでありまして。

○亀田得治君 その手数料というのはどれくらい
ですか。

○政府委員(新谷正夫君) お手元に資料を差し上
げてございまして、その資料の三六二ページに契
約書のひな形が載せてございまして、頭書きの二行
目の終わりのほうにこれ「を公募するに当り」と
と、こういうふうに出ております。この買取引受
契約を定める趣旨は、もとより株式を公募するた
めの一つの方法としてこういうものが考えられた
というところがこでわかるわけでございます。

それから第一条で一株について二百六十円とこ
ざいまして、これが発行会社から証券会社が引き
取る価額でございます。第三条に売価額が掲げ
てございまして、一株につき金二百六十円、や
はり同じ金額でございます。そういたしまして、
第六条をごらんいただきますと、引受手数料は一
株につき七円五十銭、こういうふうな契約の上に
明記されておるわけでありまして。

○亀田得治君 これはすいぶん手数料が高いよう
に思うのですが、こんなものですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、発行会社が大量
の株式を発行いたしますときにみずからこれを
やりますと、全国的に株式を公募することになり
ますので、非常な手数料がかかるようござい
ます。そこで、いろいろの出先機関を持ってお
ります証券会社に委託いたしました株式の公募を
するためにこういう形態をとるに至ったわけござ
います。したがって、発行会社がみずから
発行する場合の経費と買取引受の手数料というも
のはおのずからそこにバランスがとられておるも
のというふうな理解しております。

○亀田得治君 まあ発行会社が直接やるとしたら
すいぶん経費がかかる、これは想像されます。専
門でもないし、たいへんだらうと思う。そのため
に専門の機関を使うわけでしょうが、しかし、専

門機関としては一株につき七円五十銭というの
は、これは何かすいぶん多いように思うんです
が、大体こういう標準になっておるのでしょうか
か、どういう場合でも。

○政府委員(新谷正夫君) 一般的にこの七円五十
銭が手数料として授受されておるかということに
なりますと、ちょっとこの点は明確でございま
せんが、ここにもありますように、この株式は一株
二百六十円ということになっておりますので、そ
の株価との関係を考えて当事者の間で七円五十銭
という数字が出ておるのではないかとするわけ
でございます。たとえば百円で発行する場合にも同
じ手数料かということになりますと、どうも合理
的でないように感じます。個々の場合によってこ
れは発行会社と証券会社の間で取り決められるも
のであらうと思ひます。

○亀田得治君 それは、しろうとがやれば非常に
経費がかかるが、専門家に頼めば簡単にいく。だ
から専門家をみな利用するわけ、これは株だ
けじゃない。それにしても、適正なものではな
ければやはりいかぬわけでは、これはほかのやつも
実際にどの程度になっておるのか、調べてみてく
ださいな、次回まででけっこうですか。

そこで、通常は、特に有利なことはしないとい
うことであれば、特別決議が要らないわけですが、
したがって、そういうことをしない普通の状態、
商法でいうようなそういう決議の対象にならぬよ
うな普通の場合ですね、それは時価に対してどの
程度の扱いになっておるんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) これも、先ほどの資料
の三七七ページをお聞きいただきたいと思ひま
す。表がいてございまして、この表の右側に「公募
要項」というのがございまして、その二番目に
「公募価額の決定は決定前日の株価の何%以下に
定めたか」という欄がございまして、これを「ご
らんいただきますと、(4)、(4)、(4)、四つに区分
して回答しました会社の数が掲げてございませ
んが、一〇%以下が二十五、一五%以下が二十五と
いうことになっておりまして、一〇%ないし一五

%というところが圧倒的に多いわけございま
す。この程度の株価の差異というものは、これは
発行しますときの事情によりまして一般的に見ら
れている差額であらうと考えられるわけございま
す。この発行価額をどのように定めるかという
ことは非常に問題でございまして、将来の払込期
日における株価との関係も考慮いたしませんと発
行価額はきめにくいわけございまして、そう
いった点を考えますと、一〇%ないし一五%の差
があるというところは、これは一般的にやむを得な
い事態であらうというふうな考えられるわけござ
います。したがって、それ以上は安く、たとえ
ば——これはそれぞれの案件によりまして具体的
にきめる問題ではあらうと思ひますけれども、ご
く一般論として申し上げますと、二〇%、三〇%
も安く定めるといふことになりまして、通常の場
合の発行価額とはかなり開きが出てまいります。
こういう場合に、特に有利な発行価額になるとい
うふうな考えをしております。

○亀田得治君 時価に比較して一〇%ないし一
五%程度安い価額で出すのが普通のようなだし、そ
の程度なら特別決議の対象にならないと、こうい
うことになるわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) そのように考えており
ます。

○亀田得治君 そうすると、それ以下の安い価額
で発行するということになると、これは全部特別
決議の対象に入ってくると、こういう理解です
か。

○政府委員(新谷正夫君) 一律に一〇%、一五%
までは差しつかえないということも、これは言い
切れないだらうと思ひます。ございまして、ごく大
まかなところを申し上げますと、その程度安く出
すのが一般の例になっております。また、それに
伴って問題も生じていないということになります
と、一〇%ないし一五%くらいのところは許され
るべきであらうというふうな考えられるわけであ
ります。ただ、これはごく一般論でございまして、こ
の基準からははずれたらすべて特に有利なものにな

るといふふうに言い切れるかどうか問題ござ
います。各発行会社の資産状況とか、あるいは株
式市場の一般的な趨勢、あるいは当該株式の傾
向、さらに市場における取引高、そういったもの
もいろいろ考慮いたしまして発行価額というもの
がきめられるわけでありまして、一律に一〇%、
一五%というのみによって特に有利かどうか
という判断の基準にすることは困難であらうと思
うわけでございます。

○亀田得治君 一〇%ないし一五%安い価額で
あっても、有利という概念には入るのですね。し
ょうね。本来ならば、時価にきちんと合せておれば一
番いいわけでしょう。だから、一〇%ないし一五
%というのは、やはり有利という概念に入るので
しょう。

○政府委員(新谷正夫君) 金額の比較の面におき
ましては、確かに払込期日におきます株価と比
べますれば安いわけでございますので、金額的に
は安いと、したがって、その限度において有利に
なるというふうには言えるわけでございます。し
かし、ここで申し上げます有利な価額をもって発行す
ると申しますのは、特定の株主以外の者に対しま
して特別の価額で特に安く発行するということ
を言っておるわけでありまして、ただいまお話し
のように、一〇%ないし一五%低目に発行価額をき
めることが、これは有利だということには考えら
れますけれども、単に有利なのではなくて、特に
有利な発行価額をもってきめた場合には二百八十
条二ノ第二項の規定によって株主総会の特別決議
にまたなければならぬ、このように考えており
ます。

○亀田得治君 一〇%ないし一五%というのは、
これは相当大きな有利性と違ひますかね。これ
は、株をたくさん扱う場合には、すいぶん金額
になる場合もあるのじゃないですか。そうして、
それらの株を大して手間もかからないで大口のと
ころでさつと引き受けていくというふうなかつこ
うに証券会社が、これはまあ証券会社の腕でし
ょうが、そういうふうなやつていきますと、ま

まっておりますだけに、たとえ一〇%ないし一五%のものであっても、相当特別有利というような感じがでてくると違ひますかね。

○政府委員(新谷正夫君) 買取引受によりまして、そうして証券会社を通じて新株を募集するわけでございますが、この場合に、先ほど申し上げましたように、引き受ける価額と一般の投資家に分売いたします価額とは同額になっております。単に証券会社は新株発行の経山機関、トンネル機関のような存在なのでございますので、特別にそれを安く引き受けたからといってその分だけ証券会社がもうかるというふうに当然にはならないものと考えます。

○亀田得治君 いや、それは私もそのとおりだと思ふ。私の言うのは、一〇%ないし一五%程度といひますけれども、これは大きな株の引受の場合にはいふん大きな利益ではないかというふうに思ふわけですね。この委員会が一〇%ないし一五%は特別決議の対象にならぬのじやないかというふうな標準を一体出してしまつていいのかわるか、その点の判断が私は非常に疑問があると思つてゐるんです。小さな会社のわずかな株なら、それは大した金額にはならぬだらうけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうかね。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど申し上げましたように、一般の例を見ますと、一〇%ないし一五%の開きがあるといふことは言えるわけでございます。ただ、これもすべてがそうかどうかというわけではございませんで、大多数の発行の状況がそのようになつておるといふことからは逆を考えます。その程度のことば許されるのではあるまいか。従来の実際の扱いから申しまして慣行的にその程度のものに従来認められてきておるといふことになりますれば、それを基礎にして考えると、一〇%ないし一五%というのがごく一般的にはその限界を示すものであらうというふうには言えると思ふわけでございます。しかし、これも、一律にそうだとはいへない面がございます。先ほど申し上げましたようないろいろの要素を考

えまして株式というものの発行価額は決定されるわけでございますので、必ずしも一五%だから特別有利ではないと言ひきれない場合も出てまいるのじやないかと思ふのでございます。これは個々の株式の発行のそのときそのときの事情を考慮してきめられるべき問題であらうと、かように考えております。

○亀田得治君 一〇%、一五%は、おのの二十五、二十五となつておりまして、従来のやつが大部分一五%まで考へると救われてしまふわけですね。特別決議の対象からはずれてしまふわけなんです。私は、こういうのはできるだけやはり時価に近いようにという趣旨から考へますと、どうも一五%まで救ひ上げてしまふのは行き過ぎじやないかと思ふんですね。考へ方としては、それは個々の会社によつて数字が変わることはわかるのですが、標準的に考へる場合ですと、五%以下でもやつていてところはあつていくという立場から考へると、せめて一〇%、こういう程度で努力をしていく、そうしてどうしてもそれ以上安くしておかぬとどうもあつていくという場合には、これは特別決議の対象にしていく。この考へはどうですか。できるだけやはり時価に近づけていくといふのが私は本則だらうと思ふんですがね。

○政府委員(新谷正夫君) 発行価額はできるだけ時価に近づけていくといふことは、確かにそれが理想であらうと思ひます。ただ、株価の変動といふことも考へて発行価額をきめるわけではございませう。払込期日におきまして価額が発行価額より下回つてしまふというふうなことになるまいかと、これは新株発行が成功しない結果にもなつてしまふわけでありまして、その辺の危険性を考へてある程度の幅は持たせる必要は確かにあるわけでありまして、一割が相当か一割五分が相当かといふことは非常にむづかしい問題でございまして、先ほども申し上げておりますように、一律に一割五分あるは一割といふふうにきめてしまふことは、これは無理であらうと思ふのでござい

すけれども、おおよその見当をいたしまして大体その程度のところが一つの目安になるだらう、このように考へるわけでありませう。

それから、特に有利な発行価額で新株を発行することによつて不利益を受けますのは、株主でございませう。そこで、今回の改正におきましても、その次の条の二百八十条ノ三ノ二におきまして、「会社ハ払込期日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、数、発行価額、払込期日及募集ノ方法を公告シ又ハ株主ニ通知スル」云々の措置を講じまして、その発行価額がどの程度になつておるかといふことを一般に知らせますと同時に、株主にもこれを知らせる、これによつて発行価額の公正を期するといふふうに措置いたしましたわけでございます。ことに、これにつきまして、株主が、特に有利な発行価額をもつて新株を発行しようとしてゐるにもかかわらず株主総会の決議を経ないといふことになりまして、これは二百八十条ノ十の規定によりまして差止めを請求もできる、このようになるわけでありませう。ただいまの二百八十条ノ三ノ二の規定によりまして発行価額を公正に定められるようにという配慮はいたしたつもりでございませう。

○亀田得治君 従来、買取引受で時価より若干低くして発行価額をきめて、実際の払い込みのときに時価より高くなつてしまつてえらい困つたといふことはほとんどないんじやないか。実績のほうです。私が申し上げておるのは、やはり、その段階になつても、株の若干の変動はあつても、低く相当出ているのではないかと思ひますが、逆に発行価額より、それが高くなつてしまつてえらい困つた、御破算になつたとか、そんな経験はないでしよう。どうですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、新株の発行が不成功に終わるといふことはあまりないと思ひます。といふことは、裏を返して申しますと、発行価額にかなりの幅が持たされてゐるということになるのではないかと思ふのでございませう。そういたしませんと、払込期日における株価との関係

上、そんな高い株を引き受ける必要もないといふようなことに当然なるわけでございます。どうしてもその点はある程度の幅を持たせて発行価額をきめておきまないと、新株の発行そのものが成功しないといふことになるわけでございます。現実にはそれが成功しなかつた例といふものが非常に少ないとか、あるいはないかもしれませんが、いふことは、その間に発行価額について一般の株価よりは若干幅を持たしてある結果によるものと、こう考へざるを得ないわけでございます。

○亀田得治君 まあ低くし過ぎておるから失敗もしなかつたといふふうにも言えるわけなんですね。これはどうなんですか、諸外国といつてもそうよけい公告するわけでもないですが、アメリカあたりではこういう点はどの程度のパーセンテージですか。

○政府委員(新谷正夫君) アメリカにおきましては一三%内外と聞いております。

○亀田得治君 一三%内外といふと、一五あたりも入るのですか。

○政府委員(新谷正夫君) その事案事案によつて違ふと思ひますけれども、平均的に考へますと、大体一三%くらいのところは限界といふふうに理解されておるようでございます。

○亀田得治君 そこで、特に有利な価額であると思はれるにもかかわらず、特別決議の対象に会社がないといふ場合に、どういふことになりませうか。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの二百八十条ノ三ノ二の規定によりまして株主といたしましてはその発行価額を知り得るわけでございますので、これに基づいて新株の発行を差しとめる権利がございませう。また、これが看過されまして発行されてしまひますと、現在の法制下におきまして出されております裁判所の判決と同じように、株式の発行そのものは有効になるわけでありませう。しかしながら取締役の責任はやはりそこに残るのでありまして、発行された株式は有効に発行されたことになりませうけれども、特別に会社あるいは株主に

とっては不利益な結果になるわけでございまして、取締役の責任はやはり残る、このように考えております。

〔委員長退席、理事松野孝一君着席〕

○亀田得治君　そうすると、なんですか、きわどいパーセンテージの程度だと、取締役会のほうで押し切ってやってしまえばそれでチョンだと、そういうことになりませんか、事実上。

○政府委員（新谷正夫君）　取締役会におきましてこれなら大丈夫だと思ひましても、株主の側からいたしますれば新株発行の差しとめの請求ができるわけでございます。ことに、どういう条件で新株を発行するかということは、個々の株主に通知されますので、株主はそれによって手を打っていただくということはもちろん可能です。したがって、少々のことであれば取締役会で押し切ってしまうということも、これはなかなか実際問題としてはむずかしい問題であつて、株主から差しとめ請求を受け得るという危険をおかすことになりますので、そうしたやすくそういうことが行なわれるとは考えられないわけでございます。

○亀田得治君　まあそこら辺に問題があるから、実際上の指導といひますか、これは法務省がやるのじゃなしに、大蔵省あたりかとも思ひますが、適正なひとつ運用を要望しておきます。

時間がございませんので、この程度にしておきます。

○理事（松野孝一君）　本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

昭和四十一年六月七日印刷

昭和四十一年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局